

第5節 脱退一時金

(支給要件)

第63条 脱退一時金は、加算適用加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

(1) 加算適用加入員期間3年以上10年未満かつ55歳未満である加算適用加入員が、脱退により加算適用加入員の資格を喪失したとき。

(2) 加算適用加入員期間3年未満である加算適用加入員が、65歳に達したことにより加算適用加入員の資格を喪失したとき。

(一時金の額)

第64条 脱退一時金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当する場合、加算適用加入員であった期間の平均報酬標準給与月額に、加算適用加入員期間に応じ、別表第4に定める率を乗じて得た額。

(2) 前条第2号に該当する場合、加算適用加入員であった全期間の平均標準給与月額に0.215を乗じて得た額。

(支給の効果)

第65条 脱退一時金の支給を受けた者が、再びこの基金の加入員の資格を取得したときは、その者に係る第1種退職年金、遺族一時金又は脱退一時金の支給要件の判定及び第1種退職年金のうち加算年金の額、遺族一時金又は脱退一時金の額の算定にあたっては、既に支給を受けた脱退一時金の計算の基礎となった再加入前の加算適用加入員期間は加算適用加入員期間でなかったものとみなす。

(失権)

第66条 削除